

○石川県警察官拳銃使用及び取扱いに関する訓令

〔昭和47年6月1日〕
石川県警察本部訓令第29号

最終改正 平成27年2月20日警察本部訓令第3号

(概要)

この訓令は、警察官けん銃使用及び取扱い規範(昭和37年国家公安委員会規則第7号)に基づき、必要な細目的事項を定めたものである。